

## 任期付職員（災害用移動型住宅等登録制度担当）の募集について

内閣府政策統括官（防災担当）では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

### 1 採用予定官職

内閣府事務官（政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付主査〔災害用移動型住宅等登録制度担当〕（係長級）

### 2 募集人員

1 名

### 3 職務内容

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）を助け、行政各部の施策の統一を図るために必要となる被災者の生活再建に関する基本的な政策、特に、災害用移動型住宅等登録制度（災害時に活用可能な移動型住宅（トレーラーハウス、ムービングハウス）等を国において平時から登録しておく制度。以下「登録制度」という。）に関する企画及び立案並びに総合調整に従事する。

具体的には、今回募集する方には、移動型住宅等に係る関係団体等とも連携のうえ、登録制度に関し、以下の企画・立案等の業務にご参画いただきます。

- ・ 登録制度の具体的な制度設計（登録対象となる移動型住宅等の範囲、登録する際のスペック基準のあり方、スペック基準への適合性審査体制のあり方、災害時に被災地へ移動式住宅等を提供する際の手続フロー等）
- ・ 登録制度の活用促進に向けたインセンティブ方策のあり方
- ・ 登録制度の周知・広報 等

上記のほか、被災者生活再建担当内の係長級職員として、参事官及び参事官補佐を支えつつ、調整業務等を実施。

### 4 応募要件

以下の（1）から（4）までのすべてに該当する方

- （1）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）における大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、一定の職務経験（2024 年 10 月 1 日時点で、大学を卒業

した者は7年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は10年以上、高等学校を卒業した者は12年以上）を有する者又はこれと同程度以上の経験を有すると認められる者

- (2) Word、Excel 及び PowerPoint 等を不自由なく使用できる者
- (3) 任期の始期から終期にわたり、継続して勤務が可能な者
- (4) 移動可能なコンテナサイズの住宅やトレーラーハウス等の設計、建築の施工管理や建築の技術開発などの知識経験を有する者（又は同等の経験を有する者）。

ただし、以下に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員になることができない者
  - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又その刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 5 採用形態

任期付職員法に基づき、常勤の国家公務員として採用します。

## 6 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

## 7 身分・服務

一般職国家公務員、国家公務員法適用

## 8 雇用期間

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで（予定）

※ 双方の合意を前提に、採用日から5年を超えない範囲で任期の更新もあり得ます。

## 9 勤務時間・休暇

原則として、午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日及び年末・年始（12月29日から1月3日）は除く。業務の都合により超過勤務が生じる場合があります。）

年次有給休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇あり。

## 10 勤務地

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付  
（東京都千代田区永田町1丁目6-1 中央合同庁舎8号館）

## 11 応募方法

### （1）提出書類

ア 履歴書（市販のもので可。6か月以内に撮影した顔写真添付、日中確実に連絡が取れる連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず記載）

イ 志望理由（A4横書き、1,000字程度）

ウ 職務経歴書（これまで従事したことがある職種の期間、勤務先、職種、詳細な業務内容を具体的に記載したもの）

エ 応募資格を満たすことを証明できるものの写し（卒業証書、認定証等）1通（学歴証明については、最終学歴のもので差し支えない。証明内容が複数ある場合は各1通とする。）

※ 応募書類は返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

### （2）提出方法

郵送（封筒表面に朱書きで「任期付職員（主査）募集書類在中」と記載）

### （3）提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館  
内閣府政策統括官（防災担当）庶務担当

### （4）応募締切

令和6年12月3日（火）郵送必着（持ち込み不可）

## 12 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※ 書類審査の結果、面接を行うこととなった方にのみ、面接の日時・場所等のご連絡をします。

※ 応募状況に応じて、募集期間中に面接を行うことがあります。

## 13 問い合わせ先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1丁目6-1

内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（総括担当）付

担当：中川

電話：03-3593-2844

## 14 その他

（1）応募の秘密については、厳守致します。

（2）最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。

（3）採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

※ 4（1）の応募要件を満たしているか確認します。在職証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されませんのでご注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている在職証明書等の提出があった場合には、採用内定を取り消す場合があります。

（4）採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得手続きをお願いします。